

令和8年度公立大学法人青森県立保健大学 障害者就労施設等からの
物品等の調達の推進等に関する方針

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）第9条第1項の規定により、障害者就労施設等の受注機会の増大を図り、就労する障害者の自立の促進に資するため、公立大学法人青森県立保健大学が行う物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達において、障害者就労施設等からの調達の推進を図るための方針（以下「本方針」という。）を定める。

2 調達の対象となる障害者就労施設等

本方針の対象となる施設等は、次のとおりとする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業所等

ア 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）

イ 地域活動支援センター

ウ 生活介護事業所

エ 就労移行支援事業所

オ 就労継続支援事業所（A型・B型）

(2) 障害者基本法に基づき国・地方公共団体の助成を受けている小規模作業所

(3) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成25年政令第22号）に基づく事業所

ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）（以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）

イ 重度障害者多数雇用事業所（※）

（※）重度障害者多数雇用事業所は、以下①から③までの要件を全て満たすものとする。

① 障害者の雇用者数が5人以上

② 障害者の割合が従業員の20%以上

③ 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上

(4) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者等

ア 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者（在宅就業障害者）

イ 在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体（在宅就業支援団体）

3 調達の対象となる品目

調達を推進すべき物品等については、次のとおりとする。

(1) 物品

- ア 事務用品・書籍
- イ 食料品・飲料品
- ウ 小物雑貨
- エ その他の物品

(2) 役務

- ア 印刷
- イ クリーニング
- ウ 清掃・施設管理
- エ 情報処理・テープ起こし
- オ その他の役務

4 調達の推進方法

- (1) 物品等の調達に当たっては、予算の適正な執行に配慮するとともに、随意契約による調達を行う場合は、障害者就労施設等からの調達の推進に努める。
- (2) 障害者就労施設等からの物品等の調達を円滑に進めるため、県等を通じ、障害者就労施設等及びその供給可能な物品等に係る情報の収集を行う。

5 調達の目標

障害者就労施設等からの物品等の調達については、「3 調達の対象となる品目」に定める種別ごとに、前年度と同等以上の実績となることを目標とする。

(※目標となる実績額については、単年度高額の調達分を除く)

6 調達の実績の公表

障害者就労施設等からの物品等の調達の実績については、会計年度終了後に別表により取りまとめ、ホームページに掲載し公表する。

7 策定日

令和8年7月31日

<別 表>

令和8年度公立大学法人青森県立保健大学による
障害者就労施設等からの物品等の調達実績

令和8年度調達実績

調 達 品 目		件数（件）	金 額（円）
物品			
小 計			
役務			
小 計			
合 計			